

学校長	副校長	教頭	教務主任	保健主事	養護教諭	担任

※決裁後保健室にて保管

学校感染症罹患報告書

岐阜県立華陽フロンティア高等学校

年次 組 氏名

種類	○印	病名	出席停止期間の基準
			(※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。)
第2種		インフルエンザ (型)	発症後、5日間を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後、3日間を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日間を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種		コレラ	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
	伝染性紅斑	発しんのみで全身状態がよければ登校可能	
	その他の感染症 ()	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ等をいいます。

【出席停止期間】 年 月 日() ~ 年 月 日()

(出席停止の上記基準に基づき、医師から登校を控えるように指示された期間)

受診医療機関名

保護者氏名



【注意事項】

- ①保護者の方で記入してください。医療機関による証明は不要です。
- ②学校感染症で受診したことがわかる書類(薬の説明書や検査結果表等、「生徒名、日付、薬剤名、医療機関等」が記入されたもの)を必ず裏面に添付してください。登校の可否については、医師の指示に従ってください。